

(別添3)

○ 保健所及び市町村における精神保健福祉業務について（平成12年3月31日 障第251号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）
【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p style="text-align: right;">障 発 第 2 5 1 号 平成12年3月31日</p> <p>一部改正 障 発 第 0 3 2 9 0 0 8 号 平成14年3月29日</p> <p>一部改正 障 発 第 0 7 1 4 0 0 4 号 平成17年7月14日</p> <p>一部改正 障 発 第 0 3 3 1 0 0 5 号 平成18年3月31日</p> <p>一部改正 障 発 第 1 2 2 2 0 0 3 号 平成18年12月22日</p> <p>一部改正 障 発 0 3 3 0 第 1 1 号 平成24年3月30日</p> <p>一部改正 障 発 0 4 2 6 第 6 号 平成25年4月26日</p> <p>一部改正 <u>障 発 0 1 2 4 第 4 号</u> <u>平成26年1月24日</u></p>	<p style="text-align: right;">障 発 第 2 5 1 号 平成12年3月31日</p> <p>一部改正 障 発 第 0 3 2 9 0 0 8 号 平成14年3月29日</p> <p>一部改正 障 発 第 0 7 1 4 0 0 4 号 平成17年7月14日</p> <p>一部改正 障 発 第 0 3 3 1 0 0 5 号 平成18年3月31日</p> <p>一部改正 障 発 第 1 2 2 2 0 0 3 号 平成18年12月22日</p> <p>一部改正 障 発 0 3 3 0 第 1 1 号 平成24年3月30日</p> <p>一部改正 障 発 0 4 2 6 第 6 号 平成25年4月26日</p>
<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省大臣官房障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">保健所及び市町村における精神保健福祉業務について</p> <p>(略)</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領</p>	<p>各 都道府県知事 殿 指定都市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省大臣官房障害保健福祉部長</p> <p style="text-align: center;">保健所及び市町村における精神保健福祉業務について</p> <p>(略)</p> <p>別紙</p> <p style="text-align: center;">保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領</p>

<p>第一部 保健所</p> <p>第一・二 (略)</p> <p>第三 業務の実施</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 入院等関係事務</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 関係機関との連携 (略)</p> <p><u>特に医療機関から精神保健福祉法に基づく地域援助事業者の紹介のための照会先となる事業者に係る問い合わせがあった場合には、問い合わせ元の医療機関と照会先となる事業者との間の調整等を積極的に行うこと。また、要請があった場合には、必要に応じて医療保護入院者退院支援委員会への出席も検討すること。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>9・10 (略)</p> <p>第二部 市町村</p> <p>第一・第二 (略)</p> <p>第三 業務の実施</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 社会復帰及び自立と社会参加への支援</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害福祉サービス等の利用の調整等 (略)</p> <p>また、市町村は、助言を受けた精神障害者から求めがあった場合や、<u>医療機関から地域援助事業者の紹介に係る問い合わせがあった場合には、必要に応じて障害者総合支援法による障害福祉サービス等の利用についてのあっせん又は、調整を行うとともに、必要に応じて、障害者総合支援法による障害福祉サービス事業者に対し、当該精神障害者の利用の要請等を行う。</u></p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>5 入院及び自立支援医療費（精神通院医療）関係事務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>医療保護入院が必要な精神障害者に家族等がないとき等においては、精神障害者の居住地の市町村長が医療保護入院の同意を行い、また、家族等がないとき等における医療保護入院者の退院請求等の権利者となるが、医療保護入院の同意を市町村長が行う際には、人権保護上の十分な配慮が必要である。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画について</p>	<p>第一部 保健所</p> <p>第一・二 (略)</p> <p>第三 業務の実施</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 入院等関係事務</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 関係機関との連携 (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>9・10 (略)</p> <p>第二部 市町村</p> <p>第一・第二 (略)</p> <p>第三 業務の実施</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 社会復帰及び自立と社会参加への支援</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害福祉サービス等の利用の調整等 (略)</p> <p>また、市町村は、助言を受けた精神障害者から求めがあった場合には、必要に応じて障害者総合支援法による障害福祉サービス等の利用についてのあっせん又は、調整を行うとともに、必要に応じて、障害者総合支援法による障害福祉サービス事業者に対し、当該精神障害者の利用の要請を行う。</p> <p>5 入院及び自立支援医療費（精神通院医療）関係事務</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>保護者がないとき等においては、精神障害者の居住地の市町村長が保護者となる（法第21条）が、医療保護入院の同意を市町村長が行う際には、人権保護上の十分な配慮が必要である。</u></p> <p>6 (略)</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 障害者基本法第8条第3項に基づく市町村障害者計画について</p>
---	---

ては、都道府県、精神保健福祉センター、保健所及び地域の医療機関、障害福祉サービス事業所その他の関係機関の協力を得て、その策定及び推進に努める。

(2) (略)

ては、都道府県、精神保健福祉センター、保健所及び地域の医療機関、障害福祉サービス事業所その他の関係機関の協力を得て、その策定及び推進に努める。

(2) (略)